

日教振第179号
平成28年12月27日

日本語教育機関設置代表者 殿

一般財団法人日本語教育振興協会
理事長 佐藤 次郎
(公印省略)

平成28年度生活指導担当者研修の実施について（ご案内）

当協会の運営につきましては、日頃からご支援をいただき厚くお礼申し上げます。

当協会では、日本語教育機関における生活指導担当者の能力向上を図るため、平成14年度から標記の研修を実施しております。

つきましては、今年度におきましても下記により実施しますので、貴日本語教育機関等の生活指導担当者（事務職兼務者、教務兼務者を含む。）で参加希望者がいる場合は、別紙様式「推薦書」により、平成29年1月27日（金）までにEメールで総務部あてご推薦くださいますようお願いいたします。

記

- 1 日時 平成29年2月15日（水）13:00～17:20
（懇親ネットワーク会：17:45～19:30）
2月16日（木） 9:30～15:00

- 2 会場 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟 311号室
〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1
TEL 03-3467-7201

3 定員及び参加要件等

定員は50名程度とし、参加者は次の要件を満たす必要があります。

推薦は、1校につき2名までとします。

- ①日本語教育機関又は大学等教育機関の現場において、実際に留学生の生活指導に携わっていること。
- ②経験年数は問わないが、ある程度の実務知識があることが望ましいこと。

4 参加費

	①2日間参加 宿泊（シングル利用）	②2日間参加 宿泊を利用しない	③1日目 特別講演のみ聴講 （定員30人）
維持会員機関 （維持会費納入校）	17,600円	14,400円	無料
その他の教育機関	28,400円	25,200円	2,000円

※①と②の参加費には、1日目懇親ネットワーク会費・2日目昼食・資料代を含みます。

※止むを得ない事情で懇親ネットワーク会に参加できない場合は、予め総務部宛お問い合わせください。

5 宿泊

宿泊先としては「国立オリンピック記念青少年総合センターD棟」の部屋を日振協名であらかじめ確保しておりますので、ご希望の方は、別紙様式「推薦書」にご記入ください（遠距離及び先着を優先）。

キャンセルの場合は、3日前までに協会総務部までご連絡ください。

また、返金が生じた場合の手数料は、各自ご負担願います。

6 日程

別紙のとおり

7 生活指導担当者研修専門委員

委員長 北川 淳子（九段日本文化研究所日本語学院校長）

副委員長 谷 一郎（与野学院日本語学校校長）

委員（氏名五十音順）

石鍋 梨恵（国際情報ビジネス専門学校主任教員）

工藤 隆（岡山外語学院情報システム部統括）

鈴木 えみ（大阪YMCA学院日本語学科長）

戸田 安信（習志野外語学院理事長）

西村 輝夫（東京中央日本語学院学生部主任）

丸山 茂樹（I.C.NAGOYA校長）

8 受講証明書

全期間参加者にのみ、受講証明書を発行します。

9 参加者の決定等

参加者については、後日お知らせします。

なお、参加費については、別途お知らせする所定の口座に振り込んでいただくよう併せて連絡します。

【お問い合わせ先】

総務部： 小野寺陽子・相原

TEL： 03-5304-7815 FAX： 03-5304-7813

Eメール： y-onodera@nisshinkyo.org URL： <http://www.nisshinkyo.org>

平成28年度生活指導担当者研修日程

開催日：平成29年2月15日(水)～16日(木)

会場：国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟311号室

司会・進行：生活指導担当者研修専門委員会

【1日目：2月15日(水)】

時間	研修内容	研修室
12:30～12:50	受付	センター棟 311
13:00～13:30(30)	開会挨拶 ・最近の留学生受入れの状況と課題 理事長 佐藤次郎	
13:30～14:00(30)	オリエンテーション 委員長 北川 淳子(九段日本文化研究所日本語学院)	
14:00～15:00(60) ※上記時間に質疑応答も含む	特別講演 ※1 「新告示基準の意味することとは?!」(仮題) 講師：法務省入国管理局担当官(依頼中) 質疑応答	
15:00～15:20(20)	休憩	
15:20～16:00(40)	セッションⅠ ※2 「学生を守るため、学校を守るために 知っておくべき関係法令あれこれ」 専務理事 高山 泰	センター棟 311
16:00～17:20(80)	セッションⅡ ※3 「新告示基準に対応する生活指導担当者の自己点検」	
17:45～19:30(105)	懇親ネットワーク会	カルチャー棟 レストランとき

【2日目：2月16日(木)】

9:30～12:30(180)	セッションⅡの続き	センター棟 311
12:30～13:30(60)	昼食	センター棟 レストランふじ
13:30～15:00(90)	全体会 各グループの報告と質疑応答	センター棟 311
15:00	閉会	

○日程は変更になる場合があります。

○※1～3については、別紙「平成28年度生活指導担当者研修のねらい」参照

平成 28 年度生活指導担当者研修のねらい

全体のねらい

皆さんが実感しているように、最近の日本は、急激な高齢化・少子化によって生産年齢人口が減少し、外国人なしには社会が成り立たない状態となりつつあります。そんな中、日本語学校は、にわかに注目されるとともに、その法令違反には、非常に厳しい目を向けられるようになっていきます。

このようなときに、我々日本語学校の教育水準の維持と向上のために、新しい告示基準ができました。その中には

- ①教育の質の基準
- ②教職員の質の基準
- ③継続的な質保証の枠組み

等日本語教育機関の教育水準の維持と向上について様々な事が盛り込まれています。我々はこれに対応していくために、日々の業務の大幅な改善、刷新が必要となってきます。そしてそれなしには、良い学校、良い社会はありません。

今回の研修では、その新告示基準に生活指導担当者としてどう対応したらよいか、また自身の学校の状況をしっかり把握した上で、どう資料を整え、より効果的な指導をしていくのかについて、みんなで考えていきます。

特別講演「新告示基準が意味することとは?!」(仮題)

法務省入国管理局担当官から、新告示基準ができるまでの経緯や入国管理局の考え方、生活指導担当者にとって欲しいことなどについて直接お話し頂きます。

セッションⅠ「学生を守るため、学校を守るために知っておくべき関係法令あれこれ」

生活指導は、関係法令に基づいて行わないと、知らないうちに法令違反を犯していたり、学生に対して誤った指導をしてしまうことにもなります。学校によるアルバイト紹介の注意点や、帰国指導と学校の管理責任、学生が失踪した場合の対応、犯罪が発生した場合の対応など、大変わかりやすく、役に立つ情報を色々お伝えします。

昨年好評だった高山専務によるセッション（ここで手に入れた資料を実務において使っている担当者も多い）をさらにバージョンアップしたものです。

セッションⅡ「新告示基準に対応する生活指導担当者の自己点検」

自己点検の評価表を見たことがない担当者も多いのではないのでしょうか。例えば、皆さんの学校では、感染症発生時や、地震発生時の対応を定めていますか。

今回は生活指導に関する部分について自己点検を行った上で、現在それぞれの学校でどのような指導や管理をしているかなど資料を持ち寄り、自己点検評価項目が達成できる体制を作り上げていきます。

個人情報取り扱いから学生の在留管理方法、オリエンテーションのやり方から使っている資料など、自分の学校がベストと思ってもまだまだ工夫する余地があるかもしれません。

他の学校のやり方や工夫を知ることだけでも大きな学びになりますが、それ以上にみんなで作るものは大変価値があるものになることは間違いありません！

今回の研修はタイミング的にも内容的にも外せないものとなっておりますので、是非早めのお申込みをおすすめします！

平成28年度生活指導担当者研修参加推薦書

平成 年 月 日

一般財団法人日本語教育振興協会理事長 宛て

当初認定番号 ※日振協認定校からご参加 の方のみご記入ください		代表者名	
機関名			

標記の研修に下記の者を参加させたいので、推薦します。

記

1.参加希望者

推薦順位	1		2	
ふりがな				
氏名				
年齢 (H29.1.1現在)	歳	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
主たる業務	<input type="checkbox"/> 生活指導 <input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> 教務		<input type="checkbox"/> 生活指導 <input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> 教務	
生活指導担当者としての 経験年数	年	月	年	月
事務職員としての 経験年数	年	月	年	月
教務職員としての 経験年数	年	月	年	月
※生活指導担当者とし ての通算経験年数 (H29.1.1現在)	年	月	年	月
参加について	<input type="checkbox"/> 2日間(宿泊) <input type="checkbox"/> 2日間(宿泊なし) <input type="checkbox"/> 特別講演のみ		<input type="checkbox"/> 2日間(宿泊) <input type="checkbox"/> 2日間(宿泊なし) <input type="checkbox"/> 特別講演のみ	
宿泊について	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない

※(1)複数の職場に生活指導担当者として、勤務実態のある場合の通算年数とする。

※(2)経験年数に関しては、未経験の場合、「0」を記入すること。

2.質問

特別講演に際し、特に法務省担当官に質問を希望する場合、その質問の趣旨

連絡担当者	TEL	
	氏名	

平成29年1月27日までに総務部(Eメール y-onodera@nisshinkyo.org)宛て送付願います。